

非営利法人(独法、公益法人)の意義と改革の方向性等について

資料2

1. 独立行政法人

平成19年11月20日
内閣官房行政改革推進室

独立行政法人の意義

政策の企画立案機能と実施機能とを分離し、事務・事業の内容・性質に応じて最も適切な組織・運営の形態を追求するとともに、実施部門のうち一定の事務・事業について、事務・事業の垂直的減量を推進しつつ、効率性の向上、質の向上及び透明性の確保を図るため、独立の法人格を有する「独立行政法人」を設立。

(「行政改革会議最終報告」(平成9年12月3日))

改革の必要性

- 独立行政法人については、
 - ①各府省において独立行政法人評価委員会が毎年度評価を行い、
 - ②総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が①に対し意見を述べるとともに、
 - ③中期目標の終了時に、法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することとされている。
- 一方で、制度発足から6年が経過し、現行の独立行政法人が制度本来の目的にかなっているか、制度創設後の様々な改革と整合的なものとなっているか等について、原点に立ち返って見直す必要がある。

改革の基本方針

101の独立行政法人を対象に、以下の3原則に基づき見直しを行い、民営化や民間委託の是非を検討した上で、「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。

- ① 「官から民へ」原則: 民間にゆだねた場合には実施されないおそれがある法人及び事務・事業に限定
- ② 競争原則: 法人による業務独占の限定、それ以外は民営化・廃止又は事務・事業の民間委託・廃止
- ③ 整合性原則: 他の改革(公務員制度改革、政策金融改革、随契改革等)との整合性を確保

(スケジュール)

平成19年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定

(「経済財政改革の基本方針」(平成19年6月19日閣議決定)より)

2. 公益法人

公益法人の意義

我が国においては、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたっている。しかし、画一的対応が重視される行政部門、収益を上げることが前提となる民間営利部門だけでは、様々なニーズに十分に対応することが困難な状況になっている。これに対し、民間非営利部門はこのような制約が少なく、柔軟かつ機動的な活動を展開することが可能。
(「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」(平成15年6月27日閣議決定))

改革の必要性

主務官庁の許可主義による公益法人制度は、明治29年の民法制定以来100年余にわたり抜本的見直しが行われておらず、

- (1) 公益性の判断基準が不明確であること
- (2) 営利法人類似の法人等が主務大臣の許可により多数設立されていること等の問題点が指摘されているところ。これに加え、
- (3) 民間非営利部門が我が国の社会経済システムの中で果たすべき役割が増大していることを踏まえ、公益法人制度の抜本的改革を行う必要。

改革の概要

主務官庁制・許可主義を廃止し、法人の設立と公益性の判断を分離。(参考1)

- (1) 非営利の社団・財団が登記のみで法人格(一般社団法人・一般財団法人)を取得できるようになる。
- (2) (1)のうち希望する法人に対し、内閣総理大臣又は都道府県知事が民間有識者による委員会(公益認定等委員会等)の意見に基づき、法人の公益性を認定。認定された法人は、公益社団法人・公益財団法人となり、必要な税制上の措置を受ける。

(スケジュール)

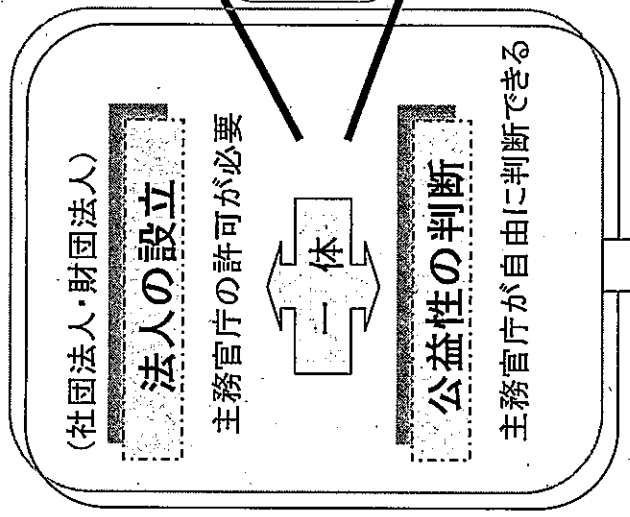
平成20年12月より新制度施行。

※ 現在約2万5千ある現行の公益法人については、施行日から5年間に限り、特例民法法人として存続。この間に公益社団法人・公益財団法人への移行の認定の申請又は一般社団法人・一般財団法人への移行の認可の申請を行い、認定又は認可された法人のみが新制度の下で法人へと移行。5年以内に申請を行わない場合は解散したものとみなされる。

公益法人制度改革の概要

(現行公益法人制度)

◎法人設立等の主務官庁制・許可主義
(法人の設立と公益性の判断は一体)

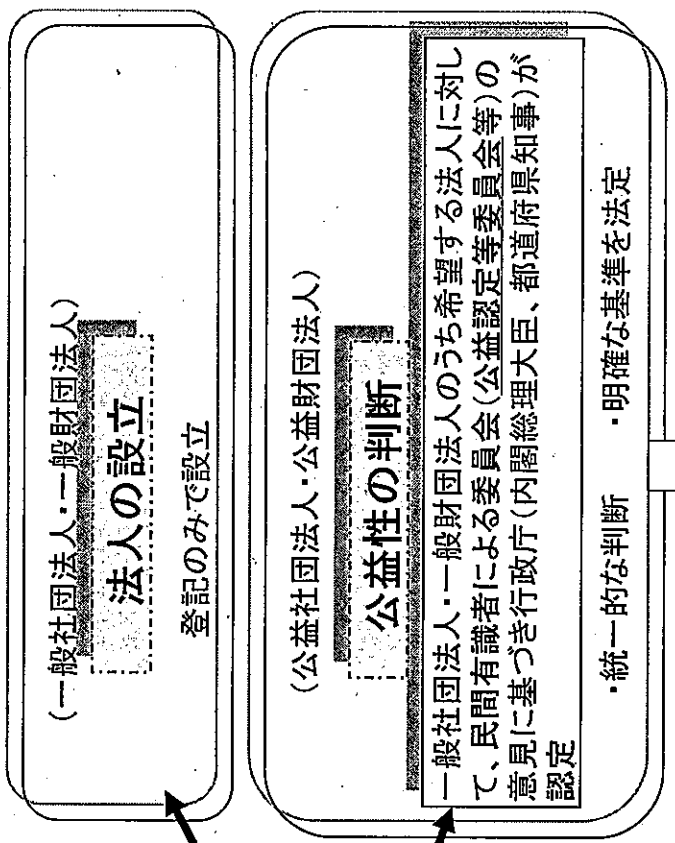


○税との関係

法人格と税の優遇が連動
・法人税は収益事業のみ課税
※更に一定の要件を満たす特定公益増進法人については寄附金優遇

(新制度)

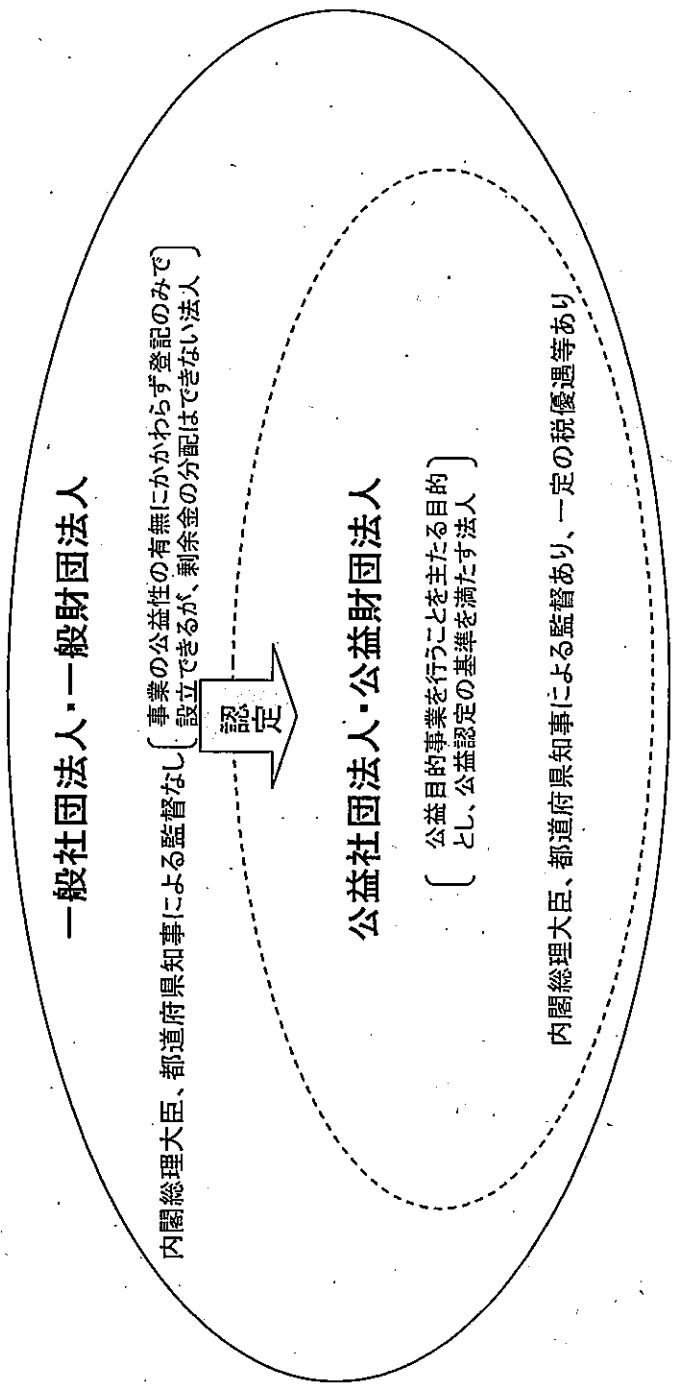
◎主務官庁制・許可主義の廃止
(法人の設立と公益性の判断を分離)



○税との関係

公益性を認定された法人・これに寄附する者について新法施行までに所要の税制上の措置

新制度における一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人の関係



国との関係を有する公益法人

行政委託型 (特定の法令等により、国から制度的に 事務・事業の委託・推薦等を受けているもの)	
検査検定等 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)」等により見直しを実施	それ以外 「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る新規の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準(平成18年8月15日閣議決定)」に基づき、平成19年度末までに個別法人を見直し

補助金等
(国から補助金等の交付を受けて事業を行っているもの)

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)」により見直しを実施

基金等
(国からの補助金等の交付により設置造成された基金等を保有するもの)

「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」に基づく見直しを実施

独法からの補助金等
(独法からの補助金等の交付を受けて事業を行っているもの)

「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)に基づく情報公開を徹底

非営利法人とセンターの再就職支援に関する論点

- 改正国家公務員法の趣旨との関係
- 各府省あつせんにすべて委ねた場合に国民の受ける印象
- センターにも各府省にもあつせんとさせない場合に想定される状況

国家公務員の再就職に関する制度の改正について

現行

改正後

私企業との隔離が原則

官民の関連な交流と官民癒着の防止を両立

密接な関係のある営利企業のみを対象として
再就職の原則禁止(非営利法人等への再就職は自由)
[離職後2年間は、営利企業の地位で離職前5年間に在職していた国の機関と密接な関係にあるものに就く場合には、人事院の承認が必要。]

- 各府省のあっせん、再就職後の働きかけ等について規制はない。
- 求職活動、退職後の働き掛けについて規制はない。
- 再就職に特化した監視体制はない。

営利・非営利を問わず、行為規制を導入

- 各府省のあっせんを全面的に禁止し、中立的な官民人材交流センターに一元化。
- 利害関係企業等への求職活動を禁止
- 退職した国家公務員は、離職前5年間(それ以前の課長級以上の職への在職期間も含む。)の職務に関し、離職後2年間(自らが決定した契約・処分については期限の定めなく)働きかけを禁止。
- 再就職等監視委員会による監視

(国家公務員制度以外の措置)
公共調達(随意契約等)の適正化
独立行政法人及び公益法人の改革

国民の目から見ると、予算・権限を有する各省のあっせんは、押し付け的に見える。

予算・権限を有する各省の影響のない、能力・適性による再就職が実現。